

## 豊川市電子市政モニター実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市政に対する市民の意見や提言を聴取し各種市政施策の立案や改善などの参考資料として効果的に活用するとともに、市政への市民参加と開かれた市政を実現するため設置する、豊川市電子市政モニター（愛称：とよかわデジモニ。以下「市政モニター」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 市政モニターは、市が依頼するアンケートに対し、インターネットを利用して回答するものとする。

### (資格)

第3条 市政モニターの対象者は、市政に関心があり積極的に協力する意志のある者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住、在勤、在学する満18歳以上の者
- (2) インターネットを利用したアンケートへの回答及び電子メールによる送受信ができる環境を有する者
- (3) 国又は地方公共団体の議会の議員でない者
- (4) 常勤の国家公務員又は地方公務員でない者
- (5) 同一世帯に市政モニターに応募しようとする者がいない者
- (6) 前年度の市政モニターでない者

### (定員)

第4条 市政モニターの定員は、別に募集要項により定めるものとする。

### (応募方法)

第5条 第3条の資格を有する者で市政モニターに応募しようとする者は、市の指定するインターネット上の応募ページに定める方法により、応募の手続きをしなければならない。

### (登録)

第6条 市長は、前条の規定による応募者が第3条に掲げる資格要件に該当すると認めるときは、当該応募者を市政モニターとして登録し通知するものとする。ただし、応募者数が第4条に定める定員を超えるときは、応募者の居住地、性別、年齢等を考慮し、より広範な意見が得られるように選考の上、登録するものとする。

2 市政モニターは、登録後に市政モニターに登録した情報に変更があったときは、市の指定するインターネット上の登録情報変更ページに定める方法に

より手続きをしなければならない。

(任期)

第7条 市政モニターの任期は、市政モニターとして市が通知した日からその日の属する年度末までとする。

(個人情報等の取扱い)

第8条 市は、市政モニターの個人情報やアンケートで回答した内容等を、市政モニターに関する事務以外には利用しないものとし、豊川市個人情報保護条例（平成16年豊川市条例第31号）の規定に基づき適切に取り扱い、保護するものとする。

(謝礼)

第9条 市政モニターへの謝礼については、年度ごとの活動実績に基づき、予算の範囲内で支給するものとする。

(費用負担)

第10条 電子メールの送受信及びインターネット環境の維持にかかる費用は、市政モニターの負担とする。

(禁止行為)

第11条 市政モニターは、その活動を行うにあたっては、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法律条例に反する行為
- (3) 他の市政モニター又は第三者を中傷、誹謗する行為
- (4) 市政モニター制度の運営を妨害する行為
- (5) 不正回答をする行為
- (6) 同一人物による重複登録をする行為
- (7) 他人になりすまして登録をする行為

(電子メールの送受信)

第12条 登録を受けた市政モニターは、市政モニターとして市と電子メールの送受信を行う場合には、登録情報として申告したものと同一のメールアドレスを使用するものとする。この場合において、登録情報の内容と異なるメールアドレスにて送受信を行ったことにより当該市政モニターに不利益又は損害が発生しても、市はその責任を負わないものとする。

2 市から市政モニターに対して発信された電子メール又は市政モニターから市に対して発信された電子メールの不達により当該市政モニターに不利益又は損害が発生しても、市はその責任を負わないものとする。

(登録の抹消)

第13条 市長は、市政モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
- (2) 第3条の資格を満たさなくなったとき。
- (3) 第11条の規定に違反したとき。
- (4) 登録されたメールアドレスで電子メールが到達しなくなったとき。
- (5) その他市政モニターとしてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、市政モニターの登録を抹消したときは、当該市政モニターの個人情報を抹消するものとする。

(市政モニター制度の内容の変更等)

第14条 市長は、この制度の運営に支障があると認められる場合、告知又は市政モニターの承諾の有無にかかわらず市政モニター制度の内容を変更し又は市政モニター制度を一時中断、停止若しくは中止することができる。この場合において、市政モニターに不利益または損害が発生しても、市はその責任を一切負わないものとする。

(あいち簡易電子受付サービスの利用)

第15条 インターネットを利用した登録及びアンケートの実施は、あいち電子自治体推進協議会が運営するあいち簡易電子受付サービスを利用して行うものとする。

2 前項に規定するあいち簡易電子受付サービスの利用においては、市政モニターは、あいち簡易電子受付サービス利用規約を遵守しなければならない。

(庶務)

第16条 市政モニターに関する庶務は、秘書課において処理する。

(雑則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。